

# 求 職 活 動 確 約 書

令和 年 月 日

いなべ市長 宛て

保護者 住所  
氏名

| 入所申込み児童名 | 生年月日 | 利用（希望）施設名 |
|----------|------|-----------|
|          |      |           |
|          |      |           |
|          |      |           |

（続柄） （求職活動予定者）

\_\_\_\_\_は、令和 年 月 日からの児童の教育・保育給付認定を申込むにあたり、「求職活動中」のため、下記のとおり確約します。

## 記

保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）の利用が内定（現況届での継続も含む。）となり、入所した月から3か月以内に「月48時間以上」の就労証明書を提出できなかった場合は、保育所等の利用の解除又は1号認定（幼稚園部）への変更となっても異議はありません。

なお、入所申込み児童以外の、保育所等への入所申込みをしない又は入所できない弟妹は、次のいずれかに該当します。

- ☐就労先の託児所に預けることができる。
- ☐認可外保育施設等を利用する。
- ☐親族に預けることができる。
- ☐その他（ ）⇒理由により認められない場合もありますのでご了承ください。

※原則、保育所等への入所申込みをしない又は入所ができない弟妹がいる場合、保育要件を満たすことはできません。

以上